

新しい協同組合運動は生み出されたか

石塚 秀雄（非営利・協同総合研究所 いのちとくらし主任研究員）

協同組合とグローバル化について

2012年が国連による国際協同組合年に制定された理由の一つは、協同組合が世界的に依然として大きな役割を果たし、また今後も役割を果たすものとして、国連は10年プログラムを建てたということであろう。ところで、日本の協同組合運動のために、われわれはグローバルな協同組合運動をどのように見たら良いのかあるいは見る必要があるのか。どのような変化が世界の協同組合運動の中で起きているのであろうか。日本は資本主義的先進国グループの中に位置づけられており、発展途上国や「社会主義国」などにおける協同組合運動から、直接的に有益な理論的・実践的なヒントや影響を受け取ることが少ないとみなされるし、実際にそうであろう。しかし、日本に於ける協同組合研究の関心が、内向きになり世界の動向への関心が限定的になることは良いことではない。地道なしっかりした国際協同組合研究が促進されることがのぞましい。

グローバルな影響は、理論的、実践的なものに分けられる。協同組合理論は法制度的なもの、政策的なもの、また協同組合理論とに大別できよう。協同組合法制については、堀越芳昭氏により世界主要各国の憲法における協同組合規定に関する労作が最近出版されている。

グローバルな協同組合運動に顕著に見られるのは、協同組合セクターがさらに大き

な非営利・協同セクター、社会的経済セクター、連帯経済セクター、サードセクター、社会運動セクターなどと、いくつかの呼称で呼ばれるにしても、協同組合セクターとして完結するものではなく、より大きな経済セクターとして形成化が進んでいることである。この点は、国連やEUなどにおける国民経済勘定への社会的経済セクターの算入化の促進として見られる。また、日本としては理論的関心の範囲にとどまっているが、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアその他発展途上国における協同組合運動のニューウェーブの台頭も軽視できない。すなわち、先進国では福祉国家・新自由主義政策論的視点から、また東ヨーロッパ諸国はポストコミュニズム体制からの社会的経済的制度転換のツールとしての協同組合、またラテンアメリカやアフリカ諸国においては、開発独裁的経済からの転換ツールとしての協同組合という新しい波が散見される。それらにおいて、協同組合を基軸に据えたのが国連の国際協同組合年設定の意義の一つだと思われる。

また、協同組合セクターという領域は、近年より広い範囲を包摂した社会的経済セクター、社会的連帯経済セクター、サードセクターなどとして議論されることが増加した。その理由は、協同組合運動の歴史的登場と発展が、1800年代後半からの国民国家（nation state）における資本主義経済の両軸たる営利市場経済セクターと公共経済セクターの並立という混合経済モデル

の有効性が賞味期限切れになりつつあること、またいわゆる社会主義経済体制の崩壊と現行のいわゆる「社会主義国家」の経済体制も転換を余儀なくされていることなどにも影響されているからである。協同組合セクターはそうした歴史のかつ巨視的な立場で自己再規定を迫られていることを自覚する必要があるであろう。

ヨーロッパにおける 協同組合のニューウェーブ

ヨーロッパにおいて協同組合セクターの占める位置は、歴史的にもまた最近の EU の社会的経済セクター推進政策にも助けられ、ヨーロッパ各国において大きな位置づけがなされていることは言を俟たない。新しい動きとして注目すべきは、第 1 に、旧社会主義体制にあった東ヨーロッパ諸国の協同組合の振興である。社会経済システム転換すなわち社会主義経済体制から資本主義的経済体制に変換する過程で、協同経済的なオルタナティブをどのように組み込んでいくのかという最初の実験であり、これは継続しているとみなすべきである。これは資本主義国が 2008 年のリーマンショック後に新自由主義的経済のオルタナティブとして協同経済ないしは社会的経済などに注目したことの前段に当たるものとみることができる。いわゆる旧東欧圏の諸国の多くが EU に加盟し、EU の法制に準拠するようになり、協同組合についても 2003 年にいわゆるヨーロッパ協同組合法が制定され、各国は法的対応が進められた。EU 協同組合法は、国境を越えた多国主義的な協同組合の事業のためのものである。こうしたリージョナルな協同組合の活動の形態を日本では考察することなく海外の下請け工

場や、せいぜいフェアトレード問題という視点で想定しているにとどまっているが、将来的には、協同組合のリージョナルあるいはグローバルな事業提携が戦略として登場することであろう。さて、旧東欧諸国が協同組合システムをどのように扱うのかは、経済民主化という視点から興味のある点である。協同組合法を制定または改正した国 (ブルガリア 1999 年、ハンガリー 2006 年、ポーランド 2006 年など) があり、ワーカーズコープや社会的協同組合の促進を図っている国もある。またラトビア三国のエストニアは 2001 年にいわゆる協同組合法を制定したが、名称は商業アソシエーション法であり、非営利アソシエーション法、貯蓄アソシエーション法などいずれもアソシエーションという用語を使っている。ソ連支配時代の経済体制は協同組合の存在を許さなかった後遺症と思われる。

第 2 に、ヨーロッパおよび北アフリカを含めた地中海沿岸諸国の協同組合グループの結成がリージョナルな動きとして注目される。これは EU 圏の内部ということではなく別のリージョナル化という新しい地域的な共同化の促進という点でのリージョナル化の傾向である。

また、運動論的には、協同組合セクターが単独で行動するよりも社会的経済・連帯経済セクターの本案としてサードセクターを構成するというとらえ方が、EU の社会政策上採用されており、協同組合や社会的企業が雇用創出、社会サービスの担い手として位置づけられる所以である。かつて G. フォーケの「協同組合共和国論」のような「協同組合セクター論」などがあったが、いまや社会的経済・連帯経済論、サードセクター論としてあり、協同組合セクター単独で構想することの有効性は少なくなっている。協同組合はより広いセクター

概念の主軸としての自己認識をすべき時期に入っている。それは1995年のICA百周年大会において、第7原則「社会への関与」が加わったことからしても促進される新段階である。いわゆる福祉国家の揺らぎにおいて、社会的協同組合が登場してきたことにも関連する。かつて国家からより遠く離れていることをよしとした協同組合は、新たな公共的社会的役割を引き受け始めているのである。

世界的な社会的経済運動の促進としては、数年前からフランス主導でモンブラン会議を開催している。ただし、世界的なレベルでの事務局は形成できておらず、実現すれば、民間における最大の社会的経済運動団体になる可能性がある。

ヨーロッパにおける社会的連帯金融の動きは、ヨーロッパ倫理銀行グループがつくられるなど、新しい意義がある。一つは勤労者が社会的企業などへ投資をする仕組みが作られつつあること（フランスのフィナンソラベルなど）であり、協同組合などがマイクロクレジットなどを支援するという従来型から一歩踏み出していることである。日本では市民バンクや協同組合融資の規模と構造化は今後のいっそうの課題となっている。

ラテンアメリカ、アフリカの協同組合のニューウェーブ

我が国におけるラテンアメリカやアフリカにおける協同組合研究は非常に薄いという現状がある。ラテンアメリカの協同組合運動の歴史はブラジル、アルゼンチン、ウルグアイなどを始めその歴史は長く、また現在のラテンアメリカ諸国の社会的政治的変動の背景に協同組合運動があることに注目できる。ボリビアなどのアルバ共同体諸

国は社会主義に向かっているのではなく、新しい協同的システムの構築に向かっているのである。ボリビアの社会的所有企業は国営企業ではなく労働者協同組合に類似したものである。またキューバは国営企業から協同組合への転換政策を進めている。ブラジルを含めてラテンアメリカ諸国は新自由主義の嵐を受けた後に、協同組合経済、社会的経済の促進を、世界社会フォーラムなどにおいて表明している。

一方、アフリカにおける協同組合運動においては、旧フランス植民地圏の法整備グループOHADA（セネガル、マリ、カメルーン、コンゴなど17カ国で構成）が2010年に、「協同組合モデル法全397条」を提案している。この地域では社会的経済運動がすすんでいる。また旧イギリス植民地圏や南ア共和国地域圏なども独自の協同組合運動が展開されている。アフリカではいずれも2000年代以降新しい協同組合運動の局面すなわち、リージョナルなとりくみがすすんでいる点で協同組合研究が望まれる。

アジアの新しい協同組合の波

グラミン銀行や中国などに見られるように、各国で協同組合的金融がマイクロクレジットとして社会的企業の設立促進、地域開発の道具となっている。アジアにおいても連帯経済セクターという広い枠組で捉える必要がでてきている。

とりわけ中国における協同組合の役割は、社会保障制度整備の中で重要性を増している。2006年に新型の農村協同組合法を制定し、農村経済および農村部における社会保険の担い手にすることや、また新たに非営利事業体や社会立事業体などの新区分を制定して、国営でもない営利資本でも

ない企業を地域社会開発の手段として位置づけている。このことは中国社会制度の今後のあり方について協同組合の新しい役割を示すものとして注目される。また韓国における社会的企業育成法や本年 2012 年の協同組合基本法の制定は、韓国政府が協同組合を活用しようとしていることの現れである。そのことは日本における新しい協同組合の波を作り出す参考にもなるであろう。日本の場合、協同組合セクターが法制化のイニシャチブを下から発揮することが望ましい。

北米の協同組合のニューウェーブ

米国の協同組合研究についても、日本では手薄と言わざるを得ない。米国の協同組合は歴史もあり、農業協同組合、消費者協同組合、労働者協同組合、電力協同組合、信用組合、協同組合保険など多様な形態が存在する。最近、オバマ医療制度改革で注目されるのは、協同組合保険による無保険者の社会保険加入政策である。この方式はヨーロッパの各社会保険モデルとの比較においても注目される。また、2011 年末に議会に提出された、全米協同組合振興法案は、若者の雇用促進のための社会的企業・労働者協同組合作りを支援する意図をもったものであった。こうして米国においても、既存の協同組合に加えて、ヨーロッパと同様に社会保障サービスと雇用という二つのテーマで協同組合の役割が注目されており、オバマのお膝元であるシカゴなどで協同組合的雇用促進運動の取り組みが進められており、テレビニュースなどで紹介されている。

またカナダにおける社会的経済・連帯経済の拡大も政府の社会政策と連動して発展している。カナダはレイドロウの出身地でもあり、レイドロウ報告の協同組合の課題

が協同組合を中心にしてネットワークが発展しつつある。

日本での協同組合のニューウェーブは

世界の協同組合の新しい動きに比べて、日本の協同組合運動は大きなうねりを作ることができないでいる。その理由は何であろうか。第 1 に、その他の世界地域のように社会的経済や連帯経済あるいはサードセクターを作ることができないでいるからである。すなわち先進国と課題を共有できていない。第 2 に、法制度化という側面支援が進まないことである。社会的企業法、社会的協同組合法、労働者協同組合法、協同組合基本法などが日本で作られていない。第 3 には、日本では協同組合の解体の方向性が政治的に進められつつある。協同組合法の改正、民法改正、TPP 問題などにより、協同組合の存在意義は薄められる可能性がある。協同組合陣営は、「新しい公共論」などのような相手ペースの議論をいつまでもしてはならない。「新しい協同」を社会システムの変革の中でどのように作り出すのかの議論の中に「新しい公共」は自ずから包摂されるであろう。

協同組合セクターがなすべき課題は実践的にも理論的にも多い。基本的な地道な積み上げが必要になるだろう。

世界的に協同組合が消滅する国は少数派であり、それらの国は経済民主主義が確立していない国である。日本の協同組合の伝統が新しい波を作れるかどうかは、われわれ自身の責任である。